



鳥取県公報

平成 25 年 1 月 15 日 (火)
第 8 4 6 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	身体障害者福祉法による医師の指定 (16) (障がい福祉課) 2
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (17) (〃) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (18) (森林・林業総室) 2
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (19) (水産課) 3
	基本測量の終了 (20) (技術企画課) 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (21) (東部総合事務所県民局) 4
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (22) (八頭総合事務所県民局) 4
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (23) (西部総合事務所福祉保健局) 5
◇ 公 告	鳥取県砂利採取条例による認可状況の公表 (東部総合事務所県土整備局) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会特別支援教育課) 5

告 示

鳥取県告示第16号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
脳神経小児科	肢体不自由	玉崎 章子	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
眼科	視覚障害	大谷 史江	〃
消化器内科	小腸機能障害	宮崎 慎一	鳥取市末広温泉町458 鳥取生協病院
リハビリテーション科	肢体不自由 音声・言語・そしゃく機能障害	竹中 晋	米子市皆生新田三丁目7-8 医療法人友絃会皆生温泉病院

鳥取県告示第17号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成25年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院 院長 石部 裕一	米子市皆生新田一丁目8-1	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院	米子市皆生新田一丁目8-1	心臓脈管外科（育成医療、更生医療）	平成25年1月1日

鳥取県告示第18号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字山川字別所原780、字助七谷781、782の1から782の3まで、783、784、字ワアキ谷791の1、字牛巻谷792の1から792の3まで、字岸ノ下西平通799、800の1、800の8から800の13まで、字ススケ畑西平

801の2、字精進川西平804の2・804の44（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、804の45、804の48、字勝田川頭西平807の2・807の19（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、807の22、807の23、807の37、字勝田川頭東平808の1・808の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、808の3から808の5まで、808の7、808の9、808の15、808の16、808の30、字ヲイコ谷841の1・841の34（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、841の2、841の3、841の32、841の33、841の36から841の43まで、841の57から841の73まで、841の102、841の104、841の106、字コイコ谷842の1から842の3まで、842の17から842の20まで、字炭原844の1（次の図に示す部分に限る。）、844の187、字桂谷845、字奥田847から849まで、850の1から850の3まで、851から865まで、865の1、865の2、866、868から870まで、大字大父字大山家1013の2から1013の6まで、1013の19から1013の99まで、1013の102、1015から1022まで、字三ノ谷1025の1（次の図に示す部分に限る。）、字美濃海997の1、997の253から997の257まで、997の260、997の266、997の269、997の271

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第19号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成25年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取酒津加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第20号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査及び電子基準点付属標取付観測）

- 2 作業地域 鳥取市、米子市並びに八頭郡智頭町及び八頭町
- 3 終了年月日 平成24年12月 5 日

鳥取県告示第21号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年2月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年1月15日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年12月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人みつばちガーデン
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
川口 隆之
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市南吉方二丁目62-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者及びその家族に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第22号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年2月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年1月15日

鳥取県八頭総合事務所長 山 口 秀 樹

- 1 申請のあった年月日
平成24年12月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ハーモニカレッジ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
大堀 貴士
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
八頭郡八頭町才代299
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、すべての人を対象に、人や動物と関わりながら自然体験や学習活動、文化活動などを行うこと

により、自信と誇りを育てると共に、未来に希望が溢れ、安心して学び合い、育ち合うことができる社会づくりを目指して、青少年の健全育成、社会教育と社会福祉の推進、子育て支援、循環型社会の形成、地域活性の推進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第23号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成25年1月15日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人サークル	米子市大谷町350-3	ほたる	米子市大谷町350-3	就労継続支援B型	平成25年1月10日

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成25年1月15日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社コウメイ 代表取締役 岡村 直美	鳥取市湖山町西一丁目692	鳥取市湖山町西四丁目113の一部外3筆 (1,644平方メートル)	砂 (2,085立方メートル)	平成24年12月5日から平成25年12月4日まで	平成24年12月5日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年1月15日

鳥取県立鳥取養護学校長 小 坂 祥 子

1 調達内容

(1) 業務の名称及び予定数量

鳥取県立鳥取養護学校スクールバス運行・管理業務 3,654便

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市江津260 鳥取県立鳥取養護学校

(5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる業務1便当たりの単価(以下「業務単価」という。)とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された業務単価をもって契約金額とし、業務委託料の請求に当たっては、業務単価に便数を乗じて得た合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が役務の運送・旅客業に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格の登録に関する申請書類を平成25年1月25日(金)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成25年1月15日(火)から同年2月25日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) スクールバスを運行しないときは、車両の点検整備及び維持管理をしやすい場所にスクールバスを保管できること。

(5) スクールバスとして使用する自動車の使用の本拠に道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第1項に規定する安全運転管理者及び道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条第1項に規定する整備管理者を配置している者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取養護学校

4 入札手続等

(1) 入札及び仕様に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津260

鳥取県立鳥取養護学校

電話 0857-26-3601

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成25年1月15日(火)から同年2月4日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年2月26日（火）午前10時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月25日（月）午後5時とする。）

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年2月13日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として業務単価に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Commission of management of the school bus services for Tottori Prefectural Tottori Yogo School, 1 Set

(2) Supply period : From 1 April, 2013 through 31 March, 2016

(3) Supply place : 260 Ezu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 p.m. 13, February, 2013

(5) Date and time for submission of tenders : 10 : 30 a.m. 26 February, 2013

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5 : 00 p.m. 25 , February, 2013

(6) Please contact : Tottori Prefectural Tottori Yogo School 260 Ezu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

tel. 0857-26-3601